

給水装置工事の区分

新設

新たに給水装置を設けること。加入金の納入が必要である。

改造

配水管からの分岐箇所、分岐口径又はメーター口径、配管位置、
給水栓の位置、数、管径又は管種を変更するなど、給水装置の
全部又は一部を取替えることをいう。

修繕

給水装置を修理すること。
なお、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更とは、
単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の
末端に設置される給水用具の部品の取替えをいい、
配管を伴わないものに限られている。

撤去

給水装置の全部又は一部を撤去すること。